

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集R4-1	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 大船渡市長 淵上 清				(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢										
1	日頃市町 字上石橋	10-81	75	30-1	山林	0.16	スギ	56	2023.4.1	10年 (2033.3.31)	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、大船渡市 森林整備計画に基づき、存続 期間中に間伐を1回実施する ものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握 したうえで、生物多様性及び山 腹崩壊等の災害リスクに配慮し 実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害 の予防のため、年1回の森林の 巡視を行うものとし、当該巡視 は林道からの目視によって判断 できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する 間伐の結果生じた木材の販売による 収益はこのものとし、乙が経営 管理を行うために要した経費は乙 が負担する。 ただし、原則として乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。	経営 管理権 設定区 域は別 添図面 のとおり とする。				
2	日頃市町 字上石橋	10-81	75	30-3	山林	0.47	スギ	33	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
3	日頃市町 字上石橋	10-81	75	30-5	山林	0.10	スギ	29	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
4	日頃市町 字上石橋	10-81	75	31-2	山林	0.10	スギ	31	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
5	日頃市町 字上石橋	10-81	75	31-3	山林	0.11	スギ	36	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
6	日頃市町 字上石橋	10-82	75	31-4	山林	0.10	スギ	30	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	日頃市町 字上石橋	10-81	75	30-1	山林	0.16	スギ	56				
2	日頃市町 字上石橋	10-81	75	30-3	山林	0.47	スギ	33				
3	日頃市町 字上石橋	10-81	75	30-5	山林	0.10	スギ	29				
4	日頃市町 字上石橋	10-81	75	31-2	山林	0.10	スギ	31				
5	日頃市町 字上石橋	10-81	75	31-3	山林	0.11	スギ	36				
6	日頃市町 字上石橋	10-82	75	31-4	山林	0.10	スギ	30				

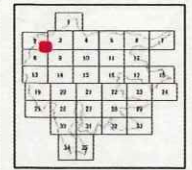
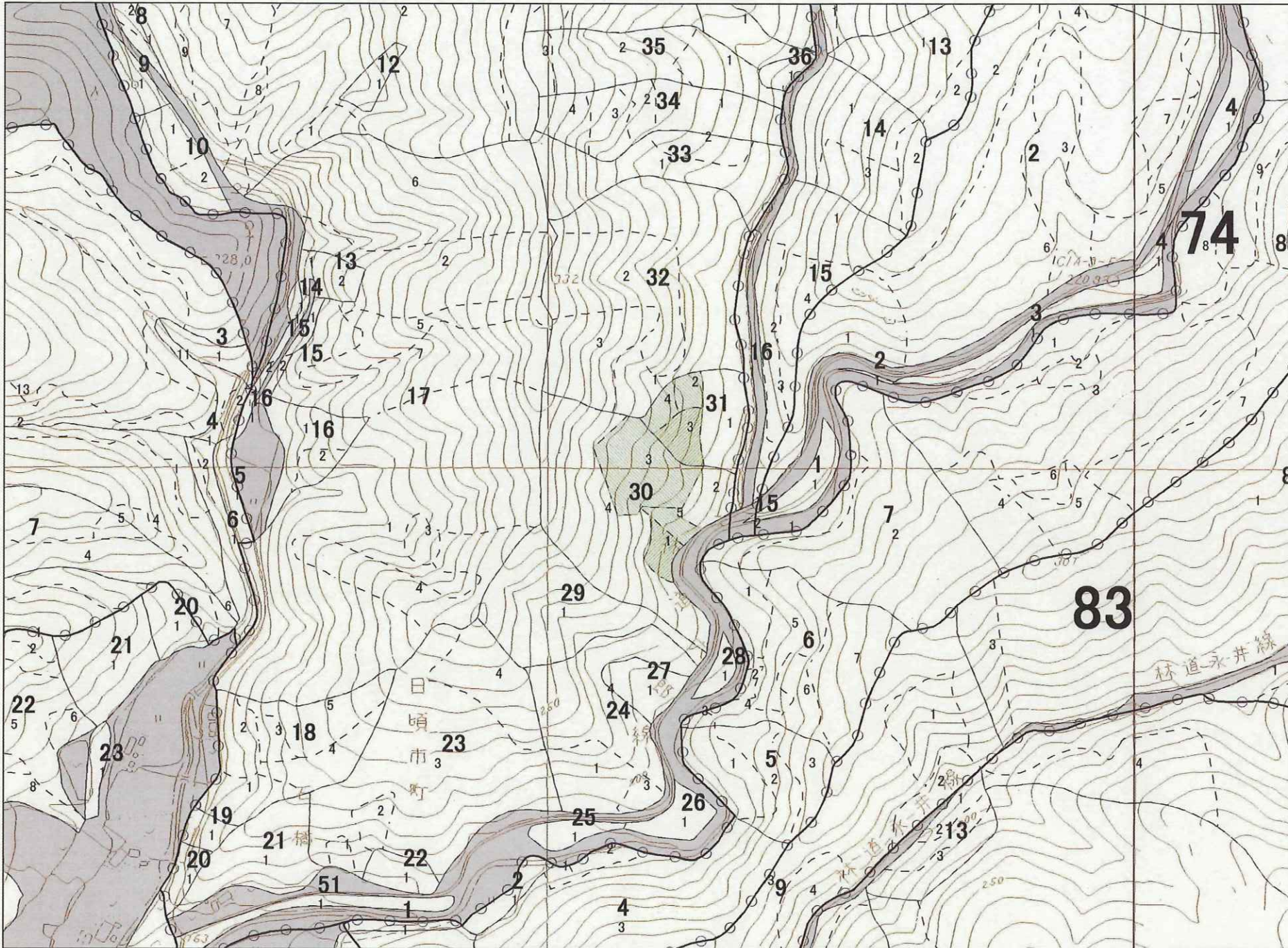
この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 湍上 清

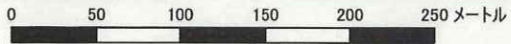
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

森林資源管理図



- 凡例
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カラマツ1-15
 - カラマツ16-35
 - カラマツ36-
 - カラマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 施業班



・この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。
 ・この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。
 ・この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集R4-2	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 大船渡市長 淵上 清				(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	日頃市町 字上石橋	10-108	75	32-1	山林	1.30	スギ	44	2023. 4. 1	10年 (2033. 3. 31)	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、大船渡市 森林整備計画に基づき、存続 期間中に間伐を1回実施する ものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握 したうえで、生物多様性及び山 腹崩壊等の災害リスクに配慮し 実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害 の予防のため、年1回の森林の 巡視を行うものとし、当該巡視 は林道からの目視によって判断 できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する 間伐の結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとし、乙が経営管理 を行うために要した経費は乙が負担 する。 ただし、原則として乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。	経営 管理権 設定区 域は別 添図面 のとおり とする。				
2	日頃市町 字上石橋	10-108	75	32-3	山林	0.53	スギ	43	2023. 4. 1	10年 (2033. 3. 31)								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	日頃市町 字上石橋	10-108	75	32-1	山林	1.30	スギ	44				
2	日頃市町 字上石橋	10-108	75	32-3	山林	0.53	スギ	43				

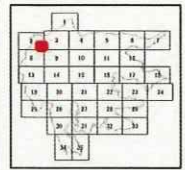
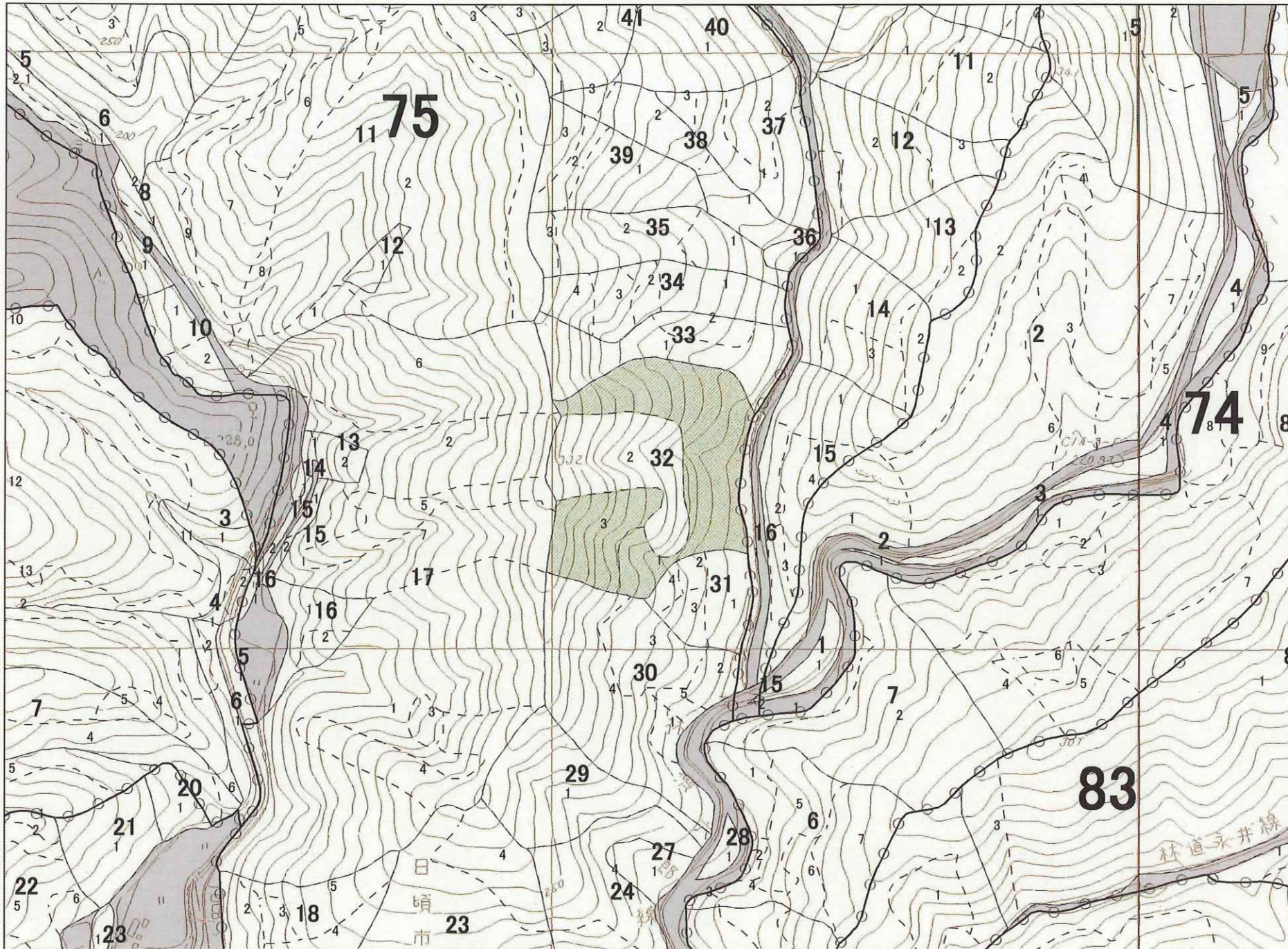
この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 淵上 清

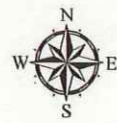
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

森林資源管理図



- 凡例
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カラマツ1-15
 - カラマツ16-35
 - カラマツ36-
 - カラマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止ノ土壤保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 施業班



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」
 「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)」

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集R4-3	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 大船渡市長 瀧上 清				(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢										
1	日頃市町字上石橋	10-152	75	35-1	山林	0.30	スギ	47	2023.4.1	10年 (2033.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。				
2	日頃市町字上石橋	10-152	75	35-2	山林	0.50	スギ	46	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
3	日頃市町字上石橋	10-152	75	35-3	山林	0.09	アカマツ	46	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	日頃市町 字上石橋	10-152	75	35-1	山林	0.30	スギ	47				
2	日頃市町 字上石橋	10-152	75	35-2	山林	0.50	スギ	46				
3	日頃市町 字上石橋	10-152	75	35-3	山林	0.09	アカマツ	46				

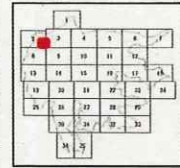
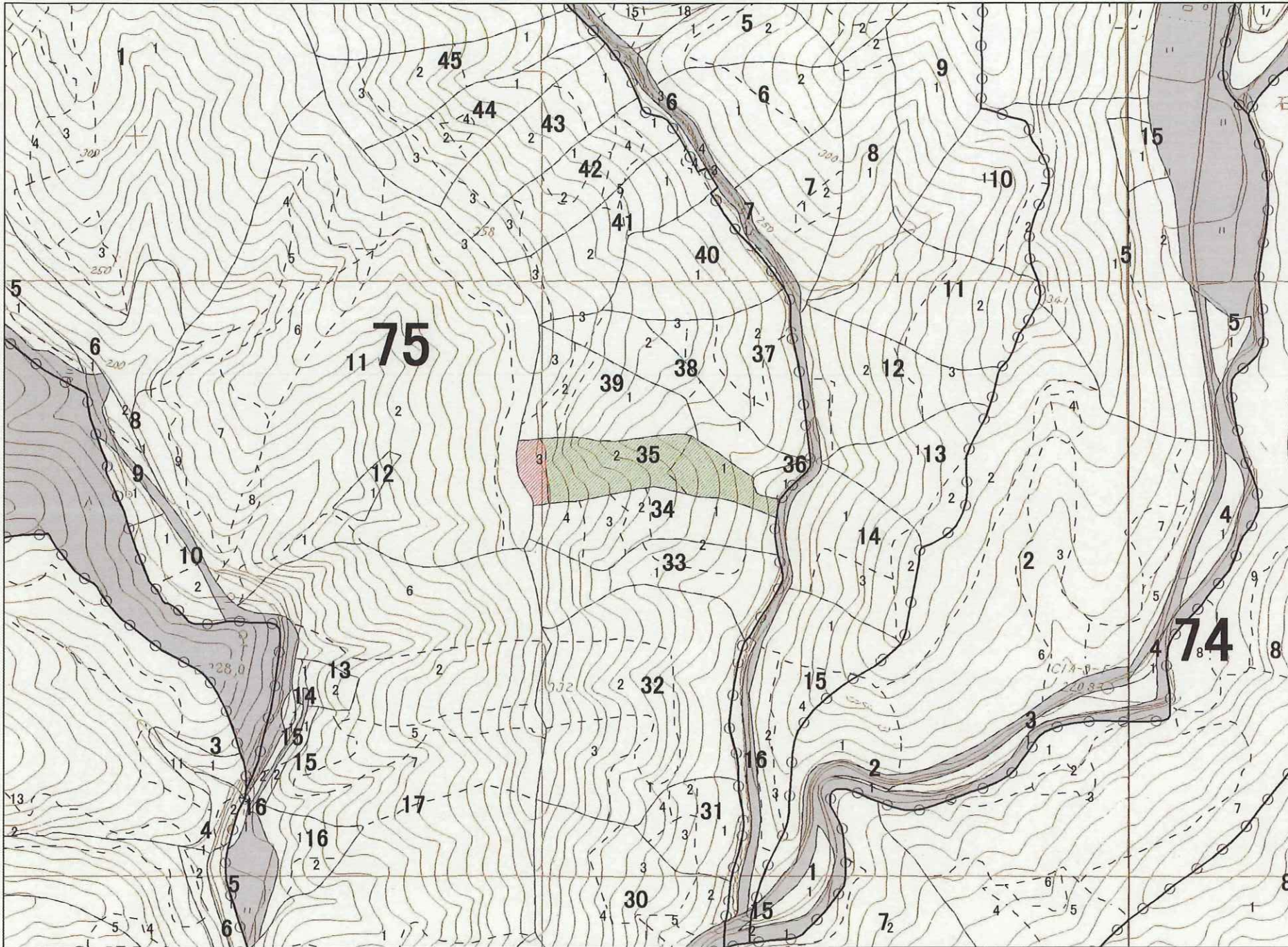
この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 湍上 清

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

森林資源管理図



- 凡例
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カマツ1-15
 - カマツ16-35
 - カマツ36-
 - カマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 施業班



・この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。
 ・この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。
 ・この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集R4-4	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 大船渡市長 瀧上 清				(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢										
1	日頃市町 字上石橋	10-134	78	9-1	山林	1.00	スギ	46	2023.4.1	10年 (2033.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。				
2	日頃市町 字上石橋	10-134	78	9-2	山林	0.13	アカマツ	46	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								

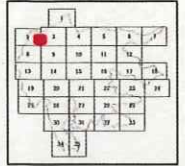
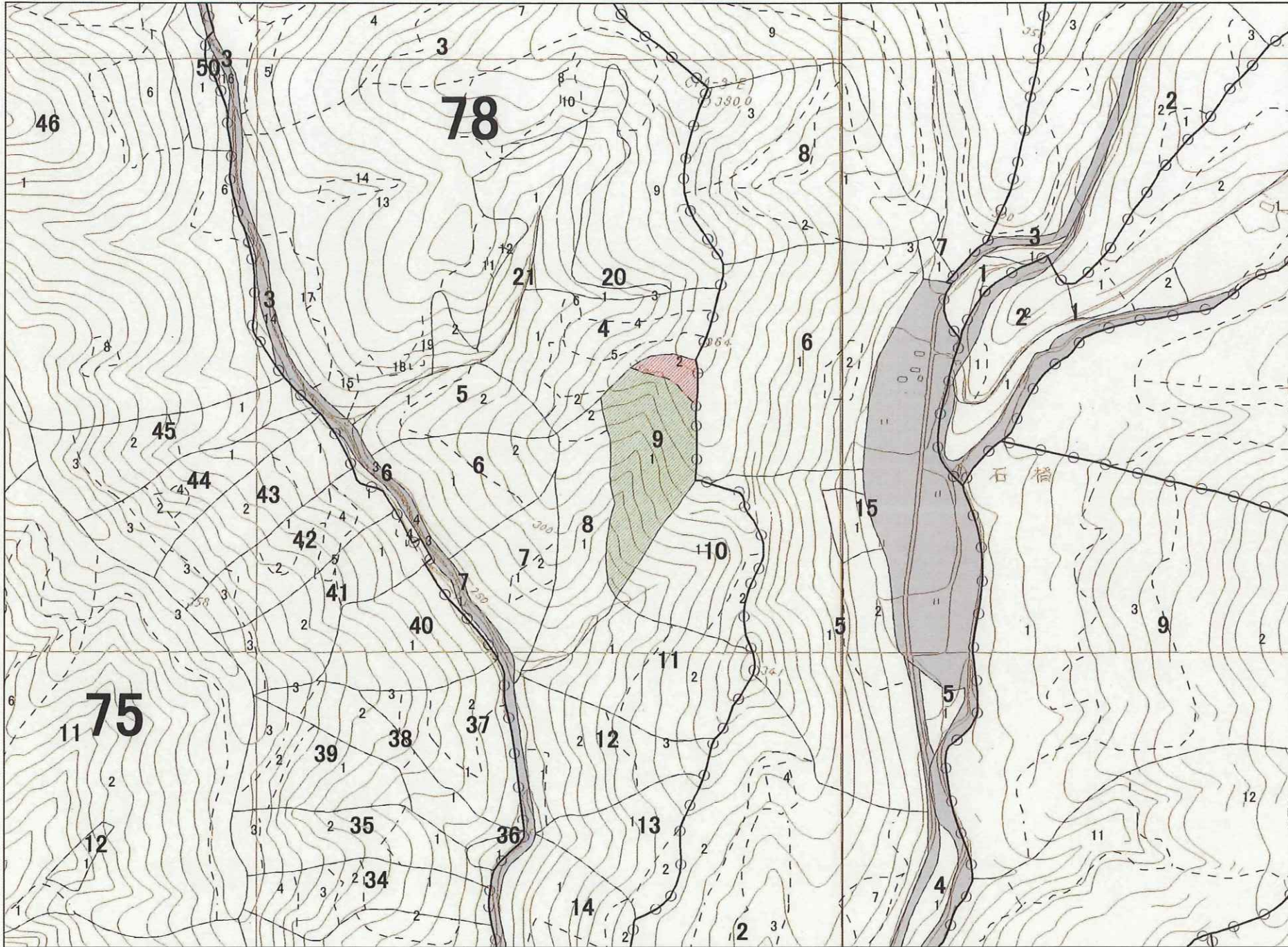
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	日頃市町 字上石橋	10-134	78	9-1	山林	1.00	スギ	46				
2	日頃市町 字上石橋	10-134	78	9-2	山林	0.13	アカマツ	46				

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 淵上 清

 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) ████████████████████████████

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

森林資源管理図



- 凡例**
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カラマツ1-15
 - カラマツ16-35
 - カラマツ36-
 - カラマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止ノ土壤保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 施業班



・この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。
 ・この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。
 ・この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)



経営管理権集積計画


1 個別事項

整 番	理 号	集R4-5	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 大船渡市長 淵上 清			(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地						
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	日頃市町 字上石橋	10-136	78	8-1	山林	0.86	スギ	46	2023.4.1	10年 (2033.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。 ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	日頃市町 字上石橋	10-136	78	8-1	山林	0.86	スギ	46				

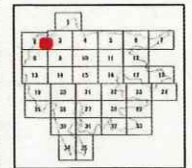
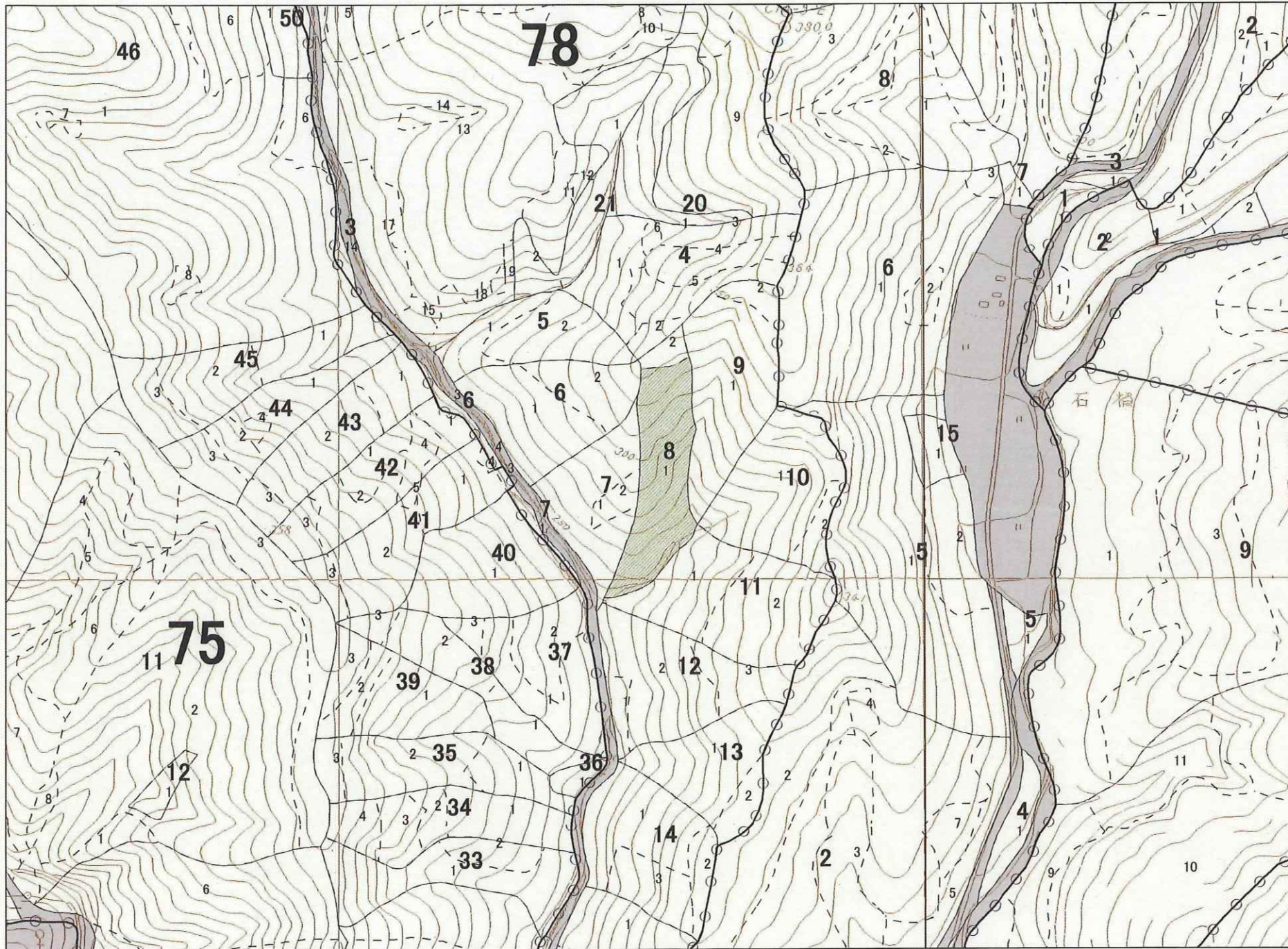
この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 湊上 清

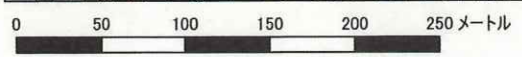
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) 

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に 2 段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

森林資源管理図



- 凡例
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カマツ1-15
 - カマツ16-35
 - カマツ36-
 - カマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源面養
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 施業班



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」
 「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)」

経営管理権集積計画

1 個別事項

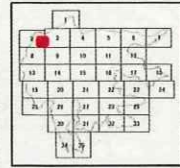
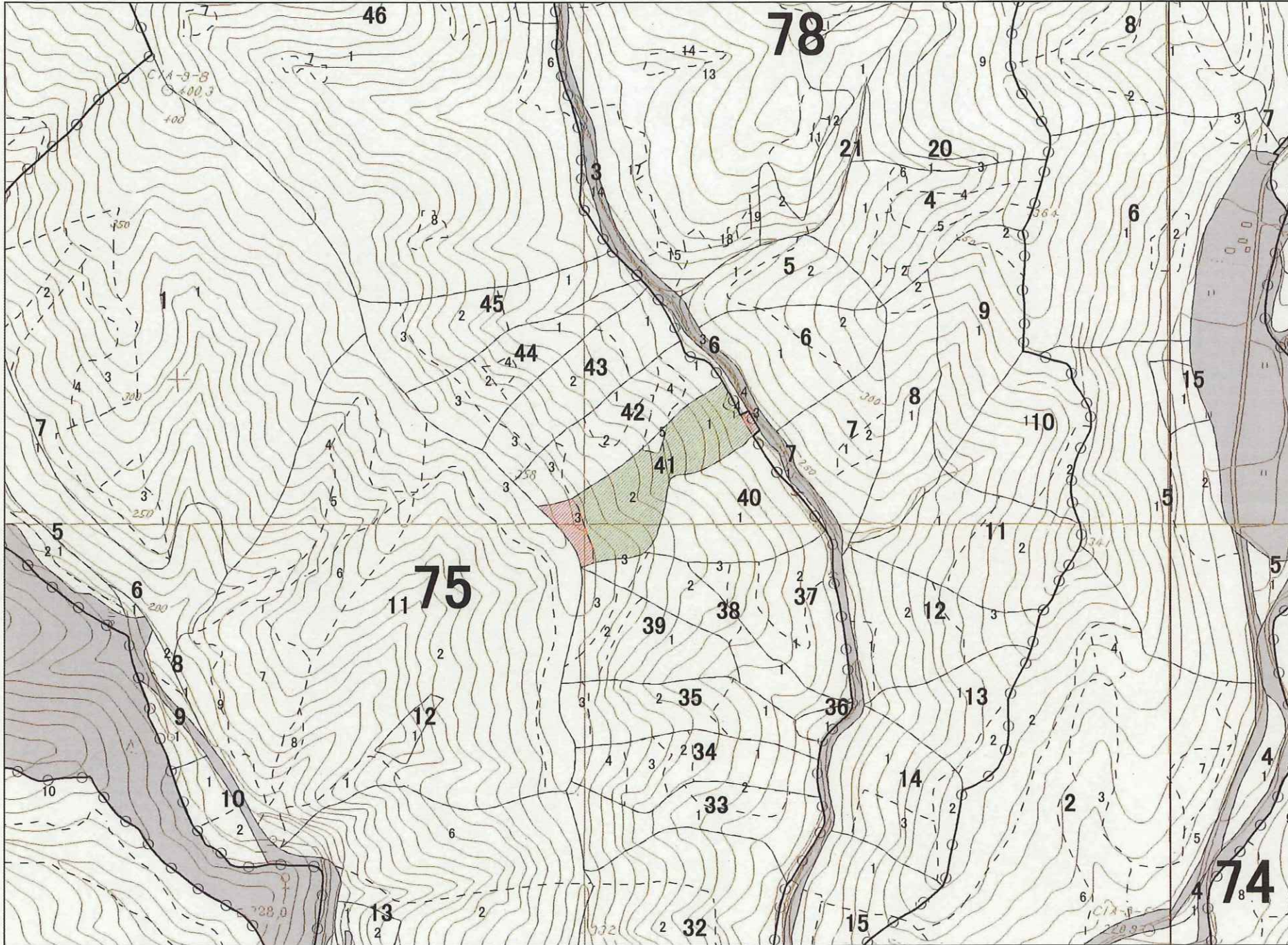
整 理 番 号	集R4-6	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 大船渡市長 淵上 清			(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	日頃市町 字上石橋	10-146	75	41-1	山林	0.36	スギ	47	2023. 4. 1	10年 (2033. 3. 31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。
2	日頃市町 字上石橋	10-146	75	41-2	山林	0.51	スギ	46	2023. 4. 1	10年 (2033. 3. 31)				
3	日頃市町 字上石橋	10-146	75	41-3	山林	0.09	アカマツ	46	2023. 4. 1	10年 (2033. 3. 31)				
4	日頃市町 字上石橋	10-146	75	41-4	山林	0.02	スギ	47	2023. 4. 1	10年 (2033. 3. 31)				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	日頃市町 字上石橋	10-146	75	41-1	山林	0.36	スギ	47				
2	日頃市町 字上石橋	10-146	75	41-2	山林	0.51	スギ	46				
3	日頃市町 字上石橋	10-146	75	41-3	山林	0.09	アカマツ	46				
4	日頃市町 字上石橋	10-146	75	41-4	山林	0.02	スギ	47				保安林

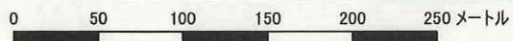
この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 淵上 清
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

森林資源管理図



- 凡例
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カマツ1-15
 - カマツ16-35
 - カマツ36-
 - カマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 施業班



・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」
 ・「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)」

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集R4-7	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 大船渡市長 渕上 清				(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢										
1	日頃市町字上石橋	10-219	78	3-17	山林	0.40	スギ	29	2023.4.1	10年(2033.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。				
2	日頃市町字上石橋	10-219	78	3-18	山林	0.17	スギ	29	2023.4.1	10年(2033.3.31)								
3	日頃市町字上石橋	12-107	81	3内	山林	0.22	ヒノキ	47	2023.4.1	10年(2033.3.31)								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	日頃市町 字上石橋	10-219	78	3-17	山林	0.40	スギ	29				
2	日頃市町 字上石橋	10-219	78	3-18	山林	0.17	スギ	29				
3	日頃市町 字上石橋	12-107	81	3内	山林	0.22	ヒノキ	47				

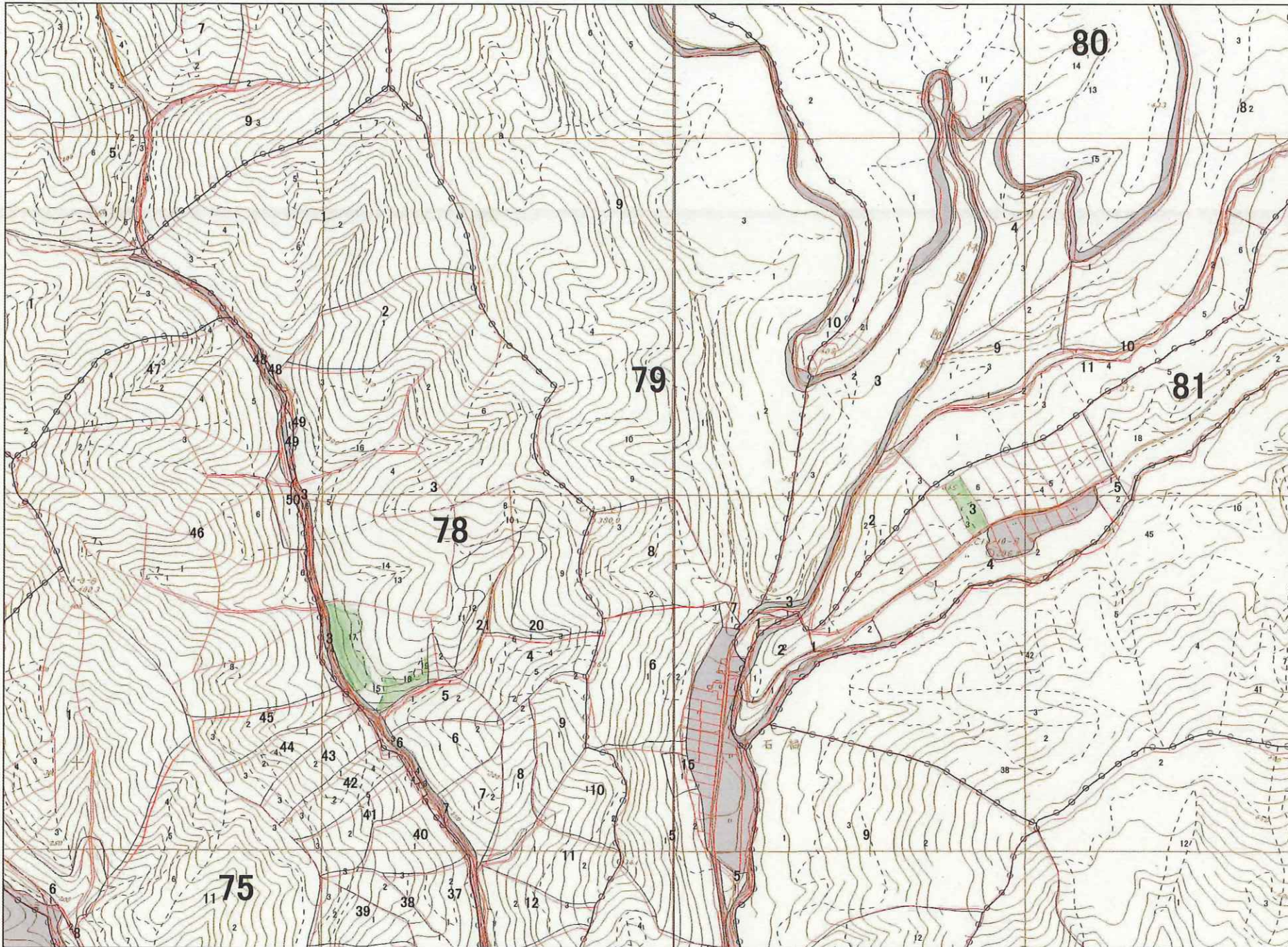
この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 湊上 清

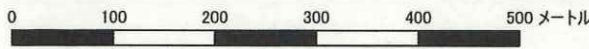
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

森林資源管理図



- 凡例**
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カラマツ1-15
 - カラマツ16-35
 - カラマツ36-
 - カラマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 施業班



・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」
 ・「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)」

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集R4-8	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 大船渡市長 淵上 清				(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-2	山林	2.37	スギ	66	2023.4.1	10年 (2033.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。				
2	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-3	山林	0.52	スギ	66	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
3	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-4	山林	0.30	スギ	51	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
4	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-5	山林	0.09	スギ	47	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
5	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-6	山林	0.05	スギ	45	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
6	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-7	山林	0.11	スギ	53	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-2	山林	2.37	スギ	66				
2	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-3	山林	0.52	スギ	66				
3	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-4	山林	0.30	スギ	51				
4	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-5	山林	0.09	スギ	47				
5	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-6	山林	0.05	スギ	45				
6	日頃市町 字上石橋	10-32	78	1-7	山林	0.11	スギ	53				

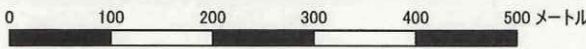
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上)	大船渡市長 淵上 清 住 所 (同上)
---	----------	----------------------------

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

森林資源管理図



- 凡例**
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カラマツ1-15
 - カラマツ16-35
 - カラマツ36-
 - カラマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 施業班



・この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。
 ・この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。
 ・この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)

経営管理権集積計画

1 個別事項

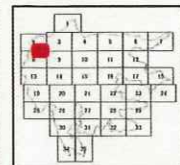
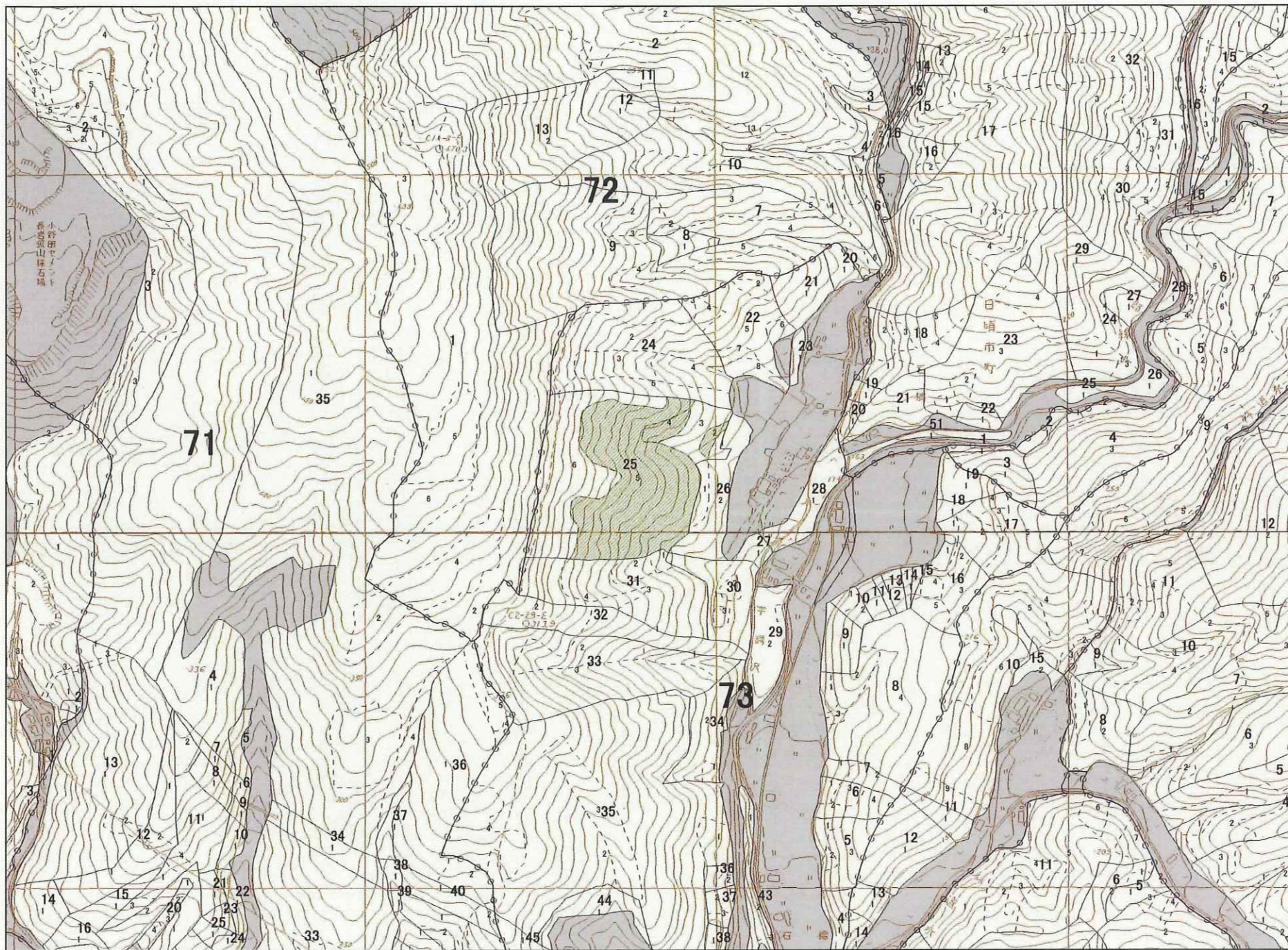
整 番	理 号	集R4-9	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 大船渡市長 淵上 清				(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	日頃市町 字石橋	62	73	25-2	山林	0.08	スギ	63	2023. 4. 1	10年 (2033. 3. 31)	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、大船渡市 森林整備計画に基づき、存続 期間中に間伐を1回実施する ものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握 したうえで、生物多様性及び山 腹崩壊等の災害リスクに配慮し 実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害 の予防のため、年1回の森林の 巡視を行うものとし、当該巡視 は林道からの目視によって判断 できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する 間伐の結果生じた木材の販売による 収益はこのものとし、乙が経営管理 を行うために要した経費は乙が負担 する。ただし、原則として乙は間伐 材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いは 行わない。	経営管理権設定区域は別添図面 のとおりとする。				
2	日頃市町 字石橋	62	73	25-4	山林	0.20	スギ	69	2023. 4. 1	10年 (2033. 3. 31)								
3	日頃市町 字石橋	62	73	25-5	山林	2.87	スギ	48	2023. 4. 1	10年 (2033. 3. 31)								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	日頃市町 字石橋	62	73	25-2	山林	0.08	スギ	63				
2	日頃市町 字石橋	62	73	25-4	山林	0.20	スギ	69				
3	日頃市町 字石橋	62	73	25-5	山林	2.87	スギ	48				

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 淵上 清
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

森林資源管理図



- 凡例
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カラマツ1-15
 - カラマツ16-35
 - カラマツ36-
 - カラマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止ノ土壤保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 施業班



0 100 200 300 400 500メートル

・この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。
 ・この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。
 ・この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)

経営管理権集積計画

1 個別事項

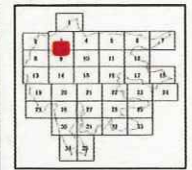
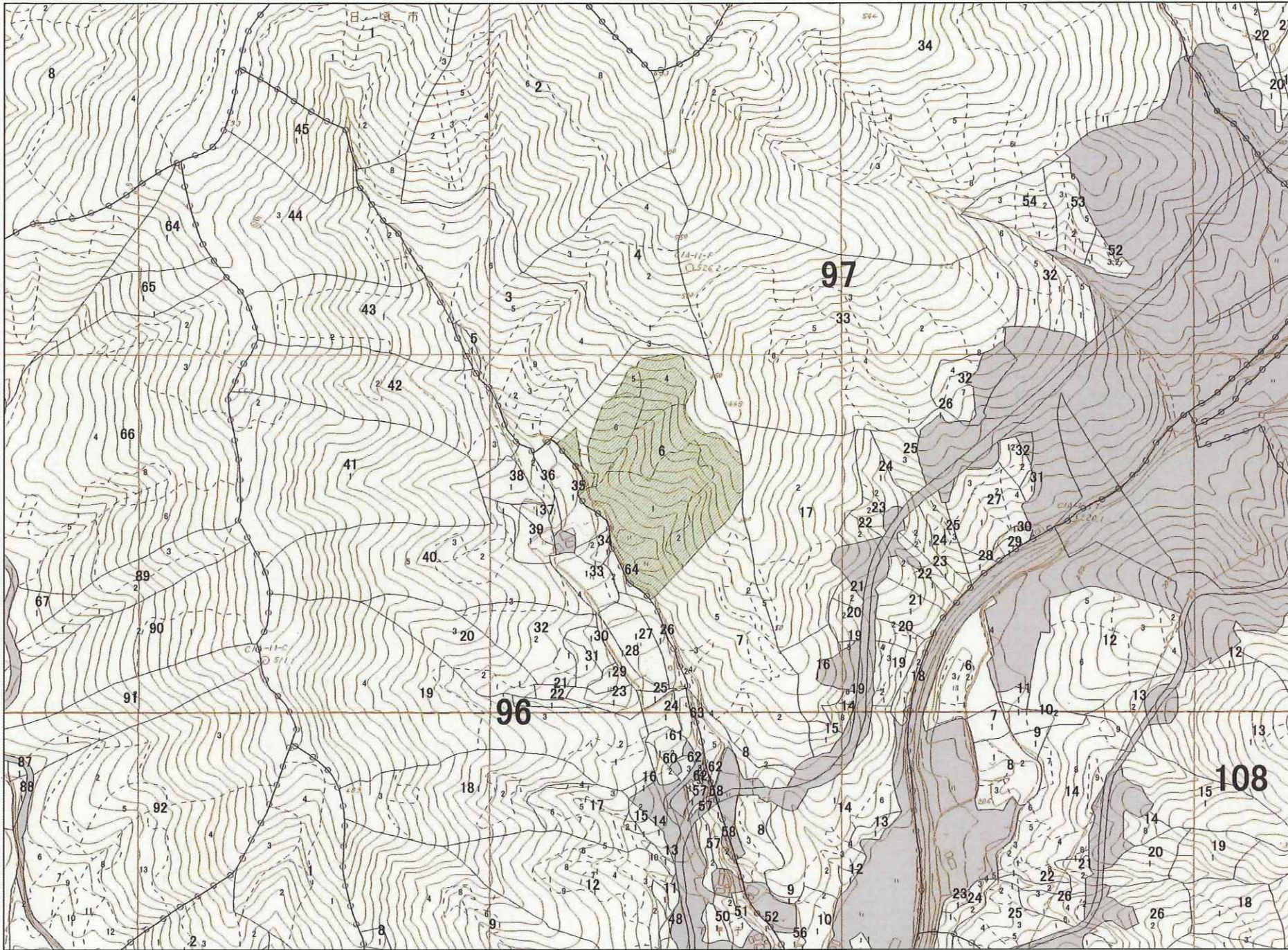
整 番	理 号	集R4-10	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 大船渡市長 淵上 清				(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-1	山林	2.00	スギ	53	2023.4.1	10年 (2033.3.31)	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、大船渡市 森林整備計画に基づき、存続 期間中に間伐を1回実施する ものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握 したうえで、生物多様性及び山 腹崩壊等の災害リスクに配慮し 実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害 の予防のため、年1回の森林の 巡視を行うものとし、当該巡視 は林道からの目視によって判断 できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する 間伐の結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとし、乙が経営管理 を行うために要した経費は乙が負担 する。 ただし、原則として乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。	経営 管理権 設定区 域は別 添図面 のおり とする。				
2	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-2	山林	1.55	スギ	53	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
3	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-4	山林	0.58	スギ	53	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
4	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-5	山林	0.10	スギ	48	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
5	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-6	山林	0.55	スギ	59	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								
6	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-7	山林	0.18	スギ	59	2023.4.1	10年 (2033.3.31)								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-1	山林	2.00	スギ	53				
2	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-2	山林	1.55	スギ	53				
3	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-4	山林	0.58	スギ	53				
4	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-5	山林	0.10	スギ	48				
5	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-6	山林	0.55	スギ	59				
6	日頃市町 字下甲子	90-5	97	6-7	山林	0.18	スギ	59				

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) 住 所 (同上)	大船渡市長 淵上 清
---	--------------------------	--------------------

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

森林資源管理図



- 凡例
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カラマツ1-15
 - カラマツ16-35
 - カラマツ36-
 - カラマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止ノ土壤保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 施業班



・この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。
 ・この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。
 ・この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)